

ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）及びその塩の  
第一種特定化学物質への指定等に係るスケジュールについて（報告）

令和 4 年 1 1 月 1 8 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）及びその塩の第一種特定化学物質への指定、輸入禁止製品等の措置については、あらためて3省合同会合<sup>※1※2</sup>での審議を行った上で、施行は令和6年春以降になる見込みである。

○今後の予定

＜ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）及びその塩の第一種特定化学物質への指定、輸入禁止製品等に係る措置＞

（不確定要素を含むため、前後する可能性がある。）

令和 4 年 1 1 月	3 省合同会合 <sup>※1</sup> における第一種特定化学物質の指定に係る審議
令和 5 年 1 月以降	3 省合同会合 <sup>※2</sup> における輸入禁止製品等に係る審議
令和 5 年夏以降	TBT 通報 <sup>※3</sup> 、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
令和 5 年秋以降	改正政令公布
令和 6 年春以降	施行

なお、PFHxS 関連物質については、条約において廃絶対象としているものが個別具体的な物質ではないため、POPRC の第 15 回会合で PFHxS 関連物質の具体的な対象物質について、各国における規制の参照となるような例示的なリスト（以下「例示的リスト」という。）が作成されている。しかしながら、例示的リストに現在掲載されている物質については、「PFHxS 関連物質」に該当しない物質が含まれているとの指摘があること、また、現在、条約事務局にて追加情報を募集している段階であり、今後掲載物質に変更があり得ることにも鑑み、引き続き、条約における例示的リストの動向を踏まえ、PFHxS 関連物質として指定すべき物質について検討を進めることとする。

※1 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

※2 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

※3 世界貿易機関（WTO）の貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）に基づき、WTO 事務局に本件を通報し WTO 加盟国から意見を受付